2022年度における 政府実行計画の実施状況 (概要)

令和6年6月4日 環境省

政府実行計画の実施状況の点検について

【政府実行計画の策定】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条に基づき、政府は、地球 温暖化対策計画に即して、政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である政府 実行計画を策定するものとされている。
- 2016(平成28)年5月13日、地球温暖化対策計画の閣議決定と併せ、政府実行計画が閣議決定された(計画期間は2016年度~2030年度)。
- 2021(令和3)年4月に表明した2030年度温室効果ガス削減目標を踏まえ、同年10月22日、 地球温暖化対策計画の改定(閣議決定)と併せ、政府実行計画が改定(閣議決定)された(計画 期間は閣議決定日~2030年度)。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第7項において、政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表することとされている。

【政府実行計画の実施状況の点検方法】(政府実行計画(令和3年10月22日閣議決定)より抜粋)

政府実行計画の推進・点検については、地球温暖化対策推進本部幹事会において行う。 は、その取組の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものと する。 環境省は、各府省庁の実施計画の点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境 審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告する ものとする。

政府実行計画の概要(2021(令和3)年10月22日閣議決定)

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画 (温対法第20条)
- 温室効果ガス総排出量を2030年度までに50%削減 (2013年度比) することを目標とし、その目標 達成に向け、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入 徹底、積極的な再工ネ電力調達等について率先実行。
 - ※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太 陽光発電設備を設置することを目 指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030





LED照明

既存設備を含めた政府全体の LED照明の導入割合を 2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁で 調達する電力の**60%以上** を再生可能エネルギー電力と する。

※電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

廃棄物の3R+Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

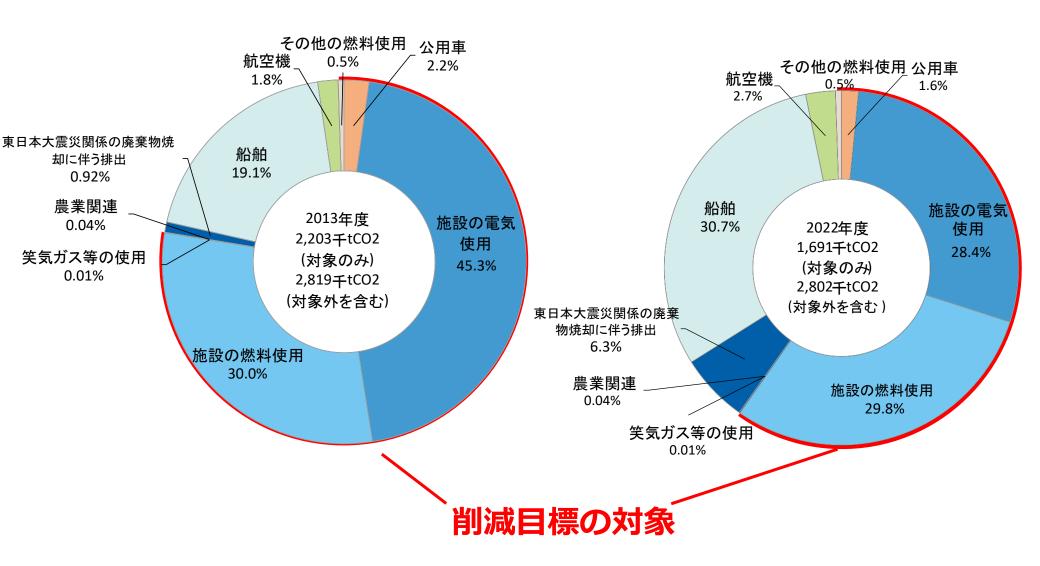


合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

政府全体の温室効果ガス排出量(削減目標対象外を含む)[調整後排出係数]



2022年度の進捗状況

対象	目標値	2022年度の進捗 (前年度からの進捗) ※2					
温室効果ガス排出量	2030年度までに2013年度比で50%削減	調整後排出係数(※1)で23.3% 減少 (4.8pt 増加)					
太陽光発電の導入	2030年度までに設置可能な建築物(敷地含む。)の 約50%以上に太陽光発電設備を設置	導入割合:20.7% ※公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁 連絡会議(第2回)開催時(2024年3月25日) における公表データに基づく件数ベースの 目標に対する導入割合。					
新築建築物のZEB化	・新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ・2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当	2022年度の新築建築物の状況: ①『ZEB』相当 2件 2件 ②Nearly ZEB相当 0件 0件 ③ZEB Ready相当 2件 1件 ④ZEB Oriented相当 6件 1件					
電動車の導入	・代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・ 更新については2022年度以降全て電動車※ ・ストックでも2030年度までに全て電動車	2022年度の新規導入・更新における 電動車の割合:60.8%					
	※電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド 自動車、ハイブリッド自動車	ストックでの導入率:33.5% (4.4pt 増加)					
LED照明の導入	2030年度までに既存設備を含めたLED照明の導入割合を 100%とする	導入率:31.9% (4.4pt 增加)					
再生可能エネルギー 電力の調達	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を 再生可能エネルギー電力とする	調達割合:20.7% (6.3pt 減少)					

^{※1:}政府全体における温室効果ガス排出量のうち、電気については電気購入量に、小売電気事業者の調整後排出係数を乗じて算定。調整後排出係数とは、当該電気事業者が供給する電気の発電時の二酸化炭素排出量を、非化石証書の使用量等を考慮し調整した上で、販売電力量で除した値。

^{※2:}比較可能な前年度のデータがないものについては記載していない。

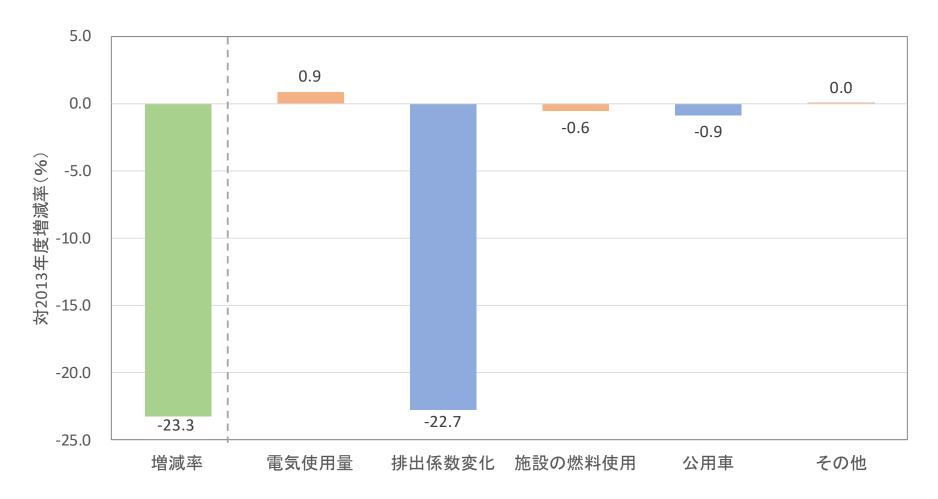
目標対象範囲の温室効果ガス排出量の推移[調整後排出係数]

- ○政府の温室効果ガス削減目標は、2030年度50%削減(2013年度比)。 (基礎排出係数に加え、調整後排出係数により算定した総排出量を用いて評価)
- ○2022年度の政府全体における温室効果ガス排出量(調整後排出係数)は、前年度比で6.6%増加(4.8pt 増加)し、2013年度比で23.3%減少。
- ○施設の燃料使用による排出量は減少したものの、施設の電気使用に伴う排出量が増加した。



温室効果ガス排出量の増減率の内訳分析 [調整後排出係数]

○2022年度の温室効果ガス排出量(調整後排出係数に基づき算出)は、2013年度比で23.3%減少している。 この内訳として、排出係数の変化による減少が22.7%である。



※電気使用量からその他までの増減率は、全体の増減率(緑色)の内訳であり、個々のCO2排出量の増減率ではない。

府省庁別の温室効果ガス排出量とその要因分析 [調整後排出係数]

	(注1)	(注1)	(注1)			2013年度比増減率の内訳						(参考)	
府省庁名	2013年度	2021年度	2022年度	2013年度比 増減率	2021年度比 増減率	公用車	施設の 電気	電気使用量 変化分	排出係数 変化分	施設の 燃料使用	その他	2030年度 削減目標	
	(tCO2/年)	(tCO2/年)	(tCO2/年)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
内閣官房	14,614	8,818	902	-93.8%	-89.8%	-0.1%	-92.5%	-9.5%	-83.0%	-1.2%	0.0%	(注2) -50% 以上	
内閣法制局	260	256	218	-16.3%	-14.9%	-3.2%	-20.5%	-14.6%	-5.9%	7.4%	0.0%		-50%
人事院	1,549	1,496	1,038	-33.0%	-30.7%	-0.6%	-45.6%	-9.2%	-36.4%	13.2%	0.0%		-50%
内閣府	27,919	9,693	10,195	-63.5%	5.2%	-1.0%	-26.4%	0.0%	-26.3%	-36.1%	0.0%	(注2)	-50% 以上
宮内庁	5,401	2,967	2,597	-51.9%	-12.5%	-0.4%	-52.4%	6.9%	-59.2%	-1.3%	2.2%		-50%
公正取引委員会	1,072	1,156	338	-68.5%	-70.8%	-2.5%	-62.3%	0.0%	-62.2%	-3.7%	0.0%	(注3)	_
警察庁	29,178	25,555	21,999	-24.6%	-13.9%	-0.8%	-24.6%	4.1%	-28.7%	0.7%	0.1%	(注3)	-
個人情報保護委員会	-	-	61	-	-	-	-	-	-	-	-	(注5)	-
カジノ管理委員会	-	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	(注5)	-
金融庁	3,165	3,105	1,435	-54.7%	-53.8%	-1.5%	-66.9%	-7.4%	-59.5%	13.7%	0.0%	(注3)	_
消費者庁	332	334	329	-1.0%	-1.7%	0.2%	11.2%	12.7%	-1.5%	-12.4%	0.0%	(注3)	_
デジタル庁	-	7	73	-	890.6%	-	_	-	_	-	_	(注4)	_
復興庁	409	557	563	37.7%	1.2%	-11.1%	30.2%	39.9%	-9.7%	18.7%	0.0%	(注3)	_
総務省	13,310	9,961	6,290	-52.7%	-36.9%	-1.6%	-49.5%	-5.8%	-43.6%	-1.5%	-0.2%		-50%
法務省	273,107	213,449	197,204	-27.8%	-7.6%	-0.6%	-23.6%	-0.8%	-22.8%	-4.0%	0.4%		-50%
外務省	4,860	5,347	6,291	29.4%	17.6%	-1.8%	28.4%	-12.5%	40.9%	2.8%	0.0%		-50%
財務省	95,957	84,952	71,507	-25.5%	-15.8%	-2.8%	-25.4%	-3.0%	-22.3%	2.7%	0.0%		-50% 以上
文部科学省	6,076	3,031	2,393	-60.6%	-21.0%	-0.7%	-66.8%	-1.2%	-65.5%	6.9%	0.0%	(注3)	_
厚生労働省	89,848	89,535	84,661	-5.8%	-5.4%	-0.2%	-20.9%	13.3%	-34.2%	15.2%	0.1%		-50%
農林水産省	45,477	28,797	21,362	-53.0%	-25.8%	-11.7%	-37.2%	-8.5%	-28.7%	-4.0%	-0.2%		-50% 以上
経済産業省	15,430	6,796	3,538	-77.1%	-47.9%	-1.2%	-73.0%	-10.0%	-63.0%	-2.8%	0.0%		-50%
国土交通省	297,106	149,490	134,665	-54.7%	-9.9%	-1.9%	-52.2%	-7.3%	-44.8%	-0.6%	0.0%	(注3)	-
環境省	8,270	5,227	4,250	-48.6%	-18.7%	-3.2%	-44.3%	14.7%	-59.0%	-1.0%	0.0%		-88% 以上
防衛省	1,266,100	933,371	1,117,169	-11.8%	19.7%	-0.2%	-11.2%	3.8%	-15.0%	-0.4%	-0.1%		-50%
会計検査院	3,287	1,595	1,457	-55.7%	-8.6%	-0.7%	-62.0%	-2.9%	-59.1%	7.1%	0.0%	(注3)	_
政府全体	2,202,728	1,585,497	1,690,579	-23.3%	6.6%	-0.9%	-21.8%	0.9%	-22.7%	-0.6%	0.0%		-50% 以上
内閣官房・内閣府	42,533	18,511	11,098	-73.9%	-40.0%	-0.7%	-49.1%	-3.3%	-45.8%	-24.1%	0.0%	(注2)	-50% 以上

- (注1)電気の使用に伴うCO2排出量の算定に当たっては、電気事業者ごとの調整後排出係数として環境大臣及び経済産業大臣が告示する値を用いている。 (注2)内閣官房と内閣府の削減目標はこの2つの機関を合わせての目標である。
- (注3)当該府省庁が作成した実施計画における温室効果ガス削減計画において、2030年度削減目標の電気の排出係数は基礎排出係数を使用している。
- (注4)デジタル庁は2021年度9月に新設されたため、具体的な削減目標値は未策定である。
- (注5)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会は2022年度から調査の対象となっており、具体的な削減目標は未策定である。
- ※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。
- ※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の設置

- ○中央環境審議会専門委員会において、優良事例等の共有や、地方公共団体も含め共通性のある対策を情報共有する仕組みの構築について指摘があったこと、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において公共部門の太陽光発電の導入目標※達成に向けたPDCAを回す仕組みの構築が必要とされたことを踏まえ、2023年9月に環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を設置。 ※「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月22日)において、公共部門を率先して実行することで6.0GW分の導入を見込む。
- ○2024年3月に第2回会議を開催。
 - ▶ 政府全体(防衛省を除く)の導入ポテンシャルから、6.0GWに対応する政府の導入目標を57MW (0.06GW)と設定。導入目標の達成に向けて各府省庁において太陽光発電整備計画を策定。
 - ▶ 地方公共団体の保有施設については、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、<u>施設種別</u> <u>(行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等)の導入目標を設定。</u>(施設種別全体 <u>での導入目標は4.82GW)</u>
 - ▶ 上記のほか、以下の追加的な取組を実施する。
 - ①政府施設に関し、耐震工事を行うことで設置可能となる場合等を追加。
 - ②独立行政法人・国立大学法人におけるポテンシャル調査、目標設定を促し、公共部門に算入。
- ○進捗率が低い電動車、LEDの導入や再工ネ調達について、リースの手法や導入ガイド等 の情報を共有。
- ○ペロブスカイト太陽電池については、公共施設での導入目標の先行検討や率先導入に向け、2024年の調査において<u>まずは政府施設でのポテンシャルの調査</u>を実施予定。

(参考)環境省新庁舎における温室効果ガス削減対策

- ■旧日本郵政ビルの躯体を活かした全館リノベーション。コストを少なくしつつ、高い環境性能と新築並みのデザインを実現する計画
- ■原子力規制委員会も入居。緊急時対応拠点としての機能を保持

移転時期:令和9年度を予定

太陽光発電

- 国の庁舎で初となる建材一体型太陽光発電設備の導入
- 太陽光発電設備の導入量:
 - ·屋上17kW
 - ·西面※壁面15.6kW

※庁舎正面



■ 建材一体型太陽光発電設備の意義

- 再エネ(太陽光発電)の最大限導入に向け、ポテンシャルの大きい住宅・建築物の窓・壁を活用した太陽光発電を拡大する必要。
- 屋上の設置可能面積が限られる場合でも、より大きな設置面積を確保可能。
- 建材一体型太陽光発電設備は、防眩機能や色味等の観点から高い意匠性 を確保した製品も存在。
- 東西の壁面に設置した場合、日射量の関係から朝や夕方の発電量が大きく、 屋上設置と組み合わせることで発電量を平準化。
- 停電時にも発電が可能であり、自家発電回路に給電予定。 BCP(事業継続計画)の観点からも有効。

■ その他

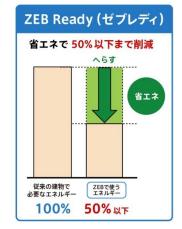
- エントランスホール等でCLT材(直交集成材)を含む木質化を積極推進
- エントランスホールで、庁舎の環境対策含む環境省の行政情報を積極発信

省エネルギー対策

- <u>一次エネルギー消費量を52%削減し、</u> ZEB Readyの認証を取得。
- 「<u>事務所用途」かつ「改修」の条件下では</u> 国内最大規模[※]【延べ床面積:50,506.72㎡】 ※令和6(2024)年3月時点(環境省調べ)

■ 省エネルギー

- 複層真空ガラス等による 徹底的な断熱
- ブラインド日射制御及び 自然通風が可能な窓の導入
- LED照明及び人感センサー、 照度センサーによる省エネ制御
- トップランナーの高効率空調及び CO2センサー等による省エネ制御
- BEMSによる消費エネルギーの見える化や省エネ制御







エントランスホール完成イメージ

2022年度実施状況の点検結果

- ○<u>2022年度の温室効果ガス総排出量</u>は、調整後排出係数に基づき算定した場合、基準年度である2013年度に比べ、50%削減目標に対して、2021年度から4.8pt増加し、<u>23.3%</u>の減少となった。
- ○温室効果ガス総排出量が増加した原因としては、 再エネ調達率の減少に伴いCO2排出係数が増加したことにより、施設の電気使用に伴うCO2排出量が増加したことによる影響が大きいと考えられる。
- ○温室効果ガス総排出量以外の数量的目標の達成状況については以下のとおり。
 - 代替不可能な場合を除いたストックでの電動車の導入割合については前年度から4.4pt上昇したものの、2030年度100%の導入目標に対して33.5%に止まっている。
 - <u>LED照明のストックでの導入割合</u>は前年度から4.4pt上昇したものの、2030年度 100%の導入目標に対して31.9%に止まっている。
 - <u>再生可能エネルギー電力の調達割合</u>については、前年度から6.3pt減少し、2030年度 60%目標に対して20.7%に止まっている。
- ○中央環境審議会専門委員会での指摘や「規制改革実施計画」を踏まえ、2023年9月に「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、府省庁ごとの太陽光発電の導入目標の設定や、各取組に関する情報共有等を行っている。

中央環境審議会の意見

○関係省庁参加の下、2024年4月15日に、2024年度中央環境審議会地球環境部会カーボン ニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会(座長:大塚直早稲田大学大学院法務研究科教授)を開催し、 各府省庁の実施計画の点検結果のとりまとめについて中央環境審議会としての意見を聴取した。

1. 取組に対する主な意見

- ○LEDの導入について、照明器具が多い組織を先に進めたり、ESCO^{※1}的な手法を検討 ※1 省エネルギー改修にかかる費用を光熱費の削減分で賄う事業。 すべき。
- ○新築建築物のZEB化について、仕様書の雛形を作ってはどうか。また、今後の建替え 計画を把握した上で、2050年にも建築物が残ることを念頭にした設計とすべき。
- ○調達について、各府省庁個別ではなく、一括での調達を検討すべき。

2. 調査内容に対する主な意見

○船舶や航空機の排出量の比率が増えており、削減目標に含める検討をすべき。

3. その他の意見

- ○連絡会議は有用であり、ベストプラクティスを共有すると良い。
- ○入居している立場の省庁の取組も分かるようにできると良い。また、学校、病院、 オフィス等業態別に、対策の情報共有ができる仕組みがあるとよい。
- ○政府部門で一部でもScope 3 ※ 2 の算定を検討すべき。

※2 Scope1:事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス) Scope2:他者から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他者の排出)

点検結果を踏まえた今後の対応

- ○点検結果において重点的に取り組む必要があるとされた以下の事項について、着実に取組 を進める。その際、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」も活用して 優良事例の共有等を行う。
 - ・太陽光発電については、各府省庁の太陽光発電の整備計画に基づき取組を進めていく。
 - ・電動車の100%導入、LED照明の100%導入についてはリース方式の知見の共有等も行いながら、 取組を促進していく。
 - ・再生可能エネルギー電力の調達について、導入ガイド等の共有、環境配慮契約法に基づく最低限の 再工ネ調達比率の設定等により、取組を促進していく。
 - ・新築建築物のZEB化については、今年度から調査対象となったものであり、 FU調査等を通じて 詳細な状況を把握しながら、取組を促進していく。
 - ・内窓の設置や樹脂サッシ等の導入により断熱性能の向上を図り、施設のエネルギー消費量を抑える。
 - ・2050年カーボンニュートラル達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、 脱炭素化された電力による電化を進め、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュー トラルな燃料へ転換することを検討する。
- ○中央環境審議会の意見を踏まえ、共同調達やScope3の算定のあり方等について検討する。
- ○今後、これまでの実施状況や点検結果を踏まえながら、政府実行計画の見直しを行う。